４．日本銀行が送信する当預入金（海預）明細の設定内容について

（１）概要

　　　当預入金（海預）明細の設定方法は、外国中央銀行等からＭＸ電文を受付けた場合と、外国中央銀行等からＭＴ電文を受付けた場合等とで異なります。

外国中央銀行等から受付けたＭＴ電文の情報は、日本銀行が当預入金（海預）明細を送信した場合にオンライン取引先の日銀ネット端末から出力される帳票（以下「日銀ネット出力帳票」といいます。）の当該情報に対応する個別項目（「CREDITOR」、「CREDITOR AGENT」等）に原則として表示されます。

一方で、外国中央銀行等から受付けたＭＸ電文の情報は、当該個別項目に表示されるもののほか、日銀ネット出力帳票の「REMTTTANCE INFORMATION」に表示されるものおよびＸＭＬ表示エリアにのみ表示されるものがあります。

オンライン取引先が日銀ネット出力帳票により当預入金（海預）明細の内容を確認する場合には、（２）により、コンピュータ接続等を利用して当預入金（海預）明細の内容を確認する場合には、（３）により、それぞれ取扱ってください。

＜参考：外国中央銀行等からのＭＸ電文の情報の日銀ネット出力帳票への表示イメージ＞

（２）日銀ネット出力帳票により当預入金（海預）明細の内容を確認する場合の取扱い

　イ、日銀ネット出力帳票の表示内容

日銀ネット出力帳票に表示される内容は、当預入金（海預）明細（顧客送金）または当預入金（海預）明細（金融機関間送金）の別に応じて、それぞれ別表１または別表２のとおりです。

日銀ネット出力帳票が外国中央銀行等から受付けたＭＸ電文に基づくものの場合には、同帳票の「REMITTANCE INFORMATION」に“FXYCSV8”が表示されます。

また、オンライン取引先からの請求に基づき振込報酬等を支払う場合等、外国中央銀行等からＭＴ電文またはＭＸ電文を受付けていない場合に送信する日銀ネット出力帳票には、ＭＴ電文を受付けた場合に準じた内容が表示されます。

　ロ、ＭＴ電文に基づき送信する当預入金（海預）明細の補足資料

　　　　外国中央銀行等からのＭＴ電文にカバー情報が含まれている場合には、当該カバー情報の一部は日銀ネット出力帳票のＸＭＬ表示エリア（注１）のみに表示されます。このため、当該カバー情報については、「当座勘定入金資金決済経路関係情報通知書」を送付します（注２）。この場合、当預入金（海預）明細（金融機関間送金）にかかる日銀ネット出力帳票の「REMITTANCE INFORMATION」に“COVP”が表示されます。

（注１）「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」第１編Ⅲ．参照して下さい。

（注２）「当座勘定入金資金決済経路関係情報通知書」に個人情報が含まれる場合には、個人情報の適正な取扱を確保するための法令および監督官庁または事業者団体その他これに準じる団体が策定する指針その他これに準じるものを遵守し、個人情報の管理を適切に行って下さい。

ハ、ＭＸ電文に基づき送信する当預入金（海預）明細の補足資料

（イ）「記事情報通知書」の送付先等

　　外国中央銀行等から受付けたＭＸ電文の情報を当預入金（海預）明細により送信する場合には、日銀ネット出力帳票のＸＭＬ表示エリアにしか表示されない内容等について表示形式を整えた書面（以下「記事情報通知書」といいます。）を日銀ネット出力帳票の補足資料として、次に掲げる先に対して送付します（注）。

　　ａ.振込事務取扱先（当預入金（海預）明細（顧客送金）または当預入金（海預）明細（金融機関間送金）についてコンピュータ接続等を利用する先を除きます。）のうち、「記事情報通知書」の送付を受けることを届け出ている先

ｂ.振込事務取扱先以外のオンライン取引先

　　（注）「記事情報通知書」に個人情報が含まれる場合には、個人情報の適正な取扱を確保するための法令および監督官庁または事業者団体その他これに準じる団体が策定する指針その他これに準じるものを遵守し、個人情報の管理を適切に行って下さい。

（ロ）「記事情報通知書」の内容

「記事情報通知書」には、当預入金（海預）明細に設定された情報が記載されます（注１）。ただし、次に掲げる項目は、「記事情報通知書」には記載されませんので、日銀ネット出力帳票によりご確認ください（注２）。「記事情報通知書」と日銀ネット出力帳票の紐づけは、同帳票の「INSTRUCTION ID」の情報（日本銀行が取引ごとに付す取引番号）により行ってください。

ａ.　END TO END ID

ｂ.　CLEARING SYSTEM REF

ｃ.　AMOUNT

ｄ． DATE

ｅ． CHARGE BEARER

ｆ． CHARGES INFORMATION(AMOUNT)（注３）

ｇ． CHARGES INFORMATION(PARTY)（注３）

ｈ． PREVIOUS INSTRUCTING AGENT

ⅰ.　PREVIOUS INSTRUCTING AGENT ACCOUNT

（注１）振込事務取扱先以外のオンライン取引先に送信する当預入金（海預）明細において同取引先を示す情報は、日本銀行が設定するＢＩＣコードまたは金融機関等店舗コードにより表示し、同取引先に送付する「記事情報通知書」において当該取引先を示す情報は、外国中央銀行等がＭＸ電文において設定したＢＩＣコード等により表示します。

（注２）当預入金（海預）明細の「PaymentTypeInformation」の「LocalInstrument」の「Proprietary」に記載される情報については、日銀ネット出力帳票のＸＭＬ表示エリアのみに表示されます。

（注３）日本銀行が設定した手数料に関する情報については、日銀ネット出力帳票にのみ表示されます。ＭＸ電文に記載された外国中央銀行等が設定した手数料に関する情報は「記事情報通知書」に記載されます。

（ハ）「記事情報通知書」の送付に関する届出

「記事情報通知書」の送付を希望する振込事務取扱先は、届出を行ってください。また、当該届出を行った先が、届出内容を変更したい場合（コンピュータ接続等の利用を開始することに伴い、記事情報通知書の送付を取止める場合を含みます。）には、変更にかかる届出を行ってください。これらの届出は、次に定めるところによります。

ａ.届出内容

　次の１から３までのいずれかを届出てください。

１：ＭＸ電文に基づき送信するすべての当預入金（海預）明細について記事情報通知書の送付を受けること

２：ＭＸ電文に基づき送信する当預入金（海預）明細のうち、当預入金（海預）明細（顧客送金）およびカバー情報の記載のある当預入金（海預）明細（金融機関間送金）について記事情報通知書の送付を受けること

３：記事情報通知書の送付を取り止めること

ｂ．届出の方法

　　「記事情報通知書」の送付を希望する場合には、当該送付を開始する日の７営業日前の日までに、届出内容を変更する場合には、変更する日の７営業日前の日までに、日本銀行本店（業務局営業業務課海外業務グループ）に「記事情報通知書に関する届出書」（第２号書式）を提出してください。

#### （３）コンピュータ接続等により当預入金（海預）明細の内容を確認する場合の取扱い

　　 外国中央銀行等からＭＴ電文またはＭＸ電文を受付けた場合に、日本銀行が設定する当預入金（海預）明細の内容については、ＭＴ電文またはＭＸ電文の別に、それぞれ次に掲げる資料を参照してください。また、日本銀行がオンライン取引先から請求を受けた振込報酬等の支払を行う場合等、外国中央銀行等からＭＴ電文またはＭＸ電文を受付けていない場合に送信する当預入金（海預）明細は、ＭＴ電文を受付けた場合に準じた内容を設定します。

これらの資料については、「日本銀行ホームページ」―「業務上の事務連絡」―「外国中央銀行等との取引関連」―「通知類（留意事項等）」に掲載されています。

イ、ＭＴ電文に基づく当預入金（海預）明細の設定内容

　「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務における

日銀ネット利用先向け電文の設定内容について」（２０１８年４月日本銀行業務局）別紙１および別紙２

ロ、ＭＸ電文に基づく当預入金（海預）明細の設定内容

「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務における

オンライン取引先向け電文の設定内容等について（一部変更）」（２０２２年２月２８日付日銀業第５６号）別紙１および別紙２